

監査委員告示第10号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成29年12月19日

木津川市監査委員 西 井 正

木津川市監査委員 島 野 均

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成29年10月27日（金）
 - 2 監査対象部局及び監査の対象
 - 2 監査対象部局及び監査の対象
総務部
- 【財政課】
- (1) 土地開発基金の運用と土地先行取得に係る貸付金、買戻し金の流れについて
 - (2) 学研都市京都土地開発公社が平成29年度に計画している「道路新設改良事業用地取得事業」（82,000千円）について
 - (3) 市の保有土地（普通財産）の活用状況について
 - (4) 最新の財務書類とその分析について
 - (5) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』
- 【税務課】
- (1) 最新の税外債権の収納状況と回収対策の実施状況について
 - (2) 債権管理台帳の作成状況について
 - (3) 償却資産の課税データの整理状況について
 - (4) 膨大かつ複雑な知識を必要とする税務課職員の研修等について
 - (5) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【財政課】

市の保有地については売却が進められているが、売却だけではなく、期間を区切った活用を図るなど、未利用地解消に向けたより一層の努力を図りたい。

土地開発公社による土地の先行取得についてであるが、全国平均の地価公示価格が10年連続で下落するなど、下落傾向に歯止めがかかっておらず、土地の価格が安い時期に公社が土地を取得し、事業化の時に時価よりも安い価格で買戻すといった本来の役割は終えていると考えられる。

しかしながら、国庫補助金の対象となる土地については、民間の金融機関からの資金借入れによる機動的な土地の先行取得が可能で、まだ公社の存在意義はあることから、今後、事業の実施、実現性については検討を図りたい。

【税務課】

償却資産についてであるが、公平かつ適正な課税による税負担を求める観点からも、課税客体の適正な把握に努められたい。

税外債権の滞納対策については、「木津川市債権管理条例」に基づき滞納対策が進められているが、各部署間で収納率に差異が見受けられたことから、税外債権滞納対策プロジェクトチームのリーダーとして、各担当課に対して適正な指導を徹底するとともに、より一層の収納率向上に努められたい。